

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 23 日

佐用町長 庵 途 典 章

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
坂田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 1 月 7 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。